

豊中市告示第74号

悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準

地方自治法第252条の26の3第1項の特例市の指定に関する政令の一部を改正する政令（平成12年政令第517号）により、平成13年4月1日に豊中市が特例市に指定されることから、悪臭防止法施行令（昭和47年政令第207号）第2条の規定により、悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第3条及び第4条第1項の規定に基づき次の規制地域を指定するとともに規制基準を定め、同日から実施します。

平成13年3月30日

豊中市長 一色貞輝

1 規制地域

豊中市全域

2 規制基準

(1) 法第4条第1項第1号の規制基準

| | 悪臭物質の種類 | 規制基準 |
|----|--------------|-----------------------------|
| 1 | アンモニア | 大気中における含有率が1,000,000分の1 |
| 2 | メチルメルカプタン | 大気中における含有率が1,000,000分の0.002 |
| 3 | 硫化水素 | 大気中における含有率が1,000,000分の0.02 |
| 4 | 硫化メチル | 大気中における含有率が1,000,000分の0.01 |
| 5 | 二硫化メチル | 大気中における含有率が1,000,000分の0.009 |
| 6 | トリメチルアミン | 大気中における含有率が1,000,000分の0.005 |
| 7 | アセトアルデヒド | 大気中における含有率が1,000,000分の0.05 |
| 8 | プロピオンアルデヒド | 大気中における含有率が1,000,000分の0.05 |
| 9 | ノルマルブチルアルデヒド | 大気中における含有率が1,000,000分の0.009 |
| 10 | イソブチルアルデヒド | 大気中における含有率が1,000,000分の0.02 |
| 11 | ノルマルバレルアルデヒド | 大気中における含有率が1,000,000分の0.009 |
| 12 | イソバレルアルデヒド | 大気中における含有率が1,000,000分の0.003 |
| 13 | イソブタノール | 大気中における含有率が1,000,000分の0.9 |

| | | |
|----|-------------|------------------------------|
| 14 | 酢酸エチル | 大気中における含有率が1,000,000分の3 |
| 15 | メチルイソブチルケトン | 大気中における含有率が1,000,000分の1 |
| 16 | トルエン | 大気中における含有率が1,000,000分の10 |
| 17 | スチレン | 大気中における含有率が1,000,000分の0.4 |
| 18 | キシレン | 大気中における含有率が1,000,000分の1 |
| 19 | プロピオン酸 | 大気中における含有率が1,000,000分の0.03 |
| 20 | ノルマル酪酸 | 大気中における含有率が1,000,000分の0.001 |
| 21 | ノルマル吉草酸 | 大気中における含有率が1,000,000分の0.0009 |
| 22 | イソ吉草酸 | 大気中における含有率が1,000,000分の0.001 |

(2) 法第4条第1項第2号の規制基準

ア 特定悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとに次の式により算出した流量とする。

$$q = 0.108 \times H e^2 \cdot C m$$

この式において、 q 、 $H e$ 、及び $C m$ は、それぞれ次の値を表すものとする。

q : 流量（単位 温度零度、圧力1気圧の状態に換算した立法メートル毎時）

$H e$: 次のイに規定する方法により補正された排出口の高さ（単位 メートル）

$C m$: 法第4条第1項第1号の規制基準として定められた値（単位 百万分率）

次のイに規定する方法により補正された排出口の高さが5メートル未満となる場合については、この式は、適用しないものとする。

イ 排出口の高さの補正は、次の算式により行うものとする。

$$H e = H o + 0.65 (H m + H t)$$

$$H m = 0.795 \sqrt{Q \cdot V} / (1 + 2.58/V)$$

$$H t = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot (2.30 \log J + 1/J - 1)$$

$$J = 1 + (1460 - 296 \times V / (T - 288)) / \sqrt{Q \cdot V}$$

これらの式において、 $H e$ 、 $H o$ 、 Q 、 V 及び T は、それぞれ次の値を表すものとする。

$H e$: 補正された排出口の高さ（単位 メートル）

$H o$: 排出口の実高さ（単位 メートル）

Q : 温度15℃における排出ガスの流量（単位 立法メートル毎秒）

V : 排出ガスの排出速度（単位 メートル毎秒）

T : 排出ガスの温度（単位 絶対温度）

(3) 法第4条第1項第3号の規制基準

特定悪臭物質（アンモニア、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとに次の式により算出した濃度とする。

$$C_{Lm} = k \times C_m$$

この式において、 C_{Lm} 、 k 及び C_m は、それぞれ次の値を表すものとする。

C_{Lm} ：排出水中の濃度（単位 1リットルにつきミリグラム）

k ：次の表の第2欄に掲げる特定悪臭物質の種類及び同表の第3欄に掲げる当該事業場から敷地外に排出される排出水の量ごとに同表の第4欄に掲げる値（単位 1リットルにつきミリグラム）

C_m ：法第4条第1項第1号の規制基準として定められた値（単位 百万分率）

| | | | |
|---|-----------|--------------------|-----|
| 1 | メチルメルカプタン | 0.001立方メートル毎秒以下の場合 | 16 |
| | | 0.001立方メートル毎秒を超え | 3.4 |
| | | 0.1立方メートル毎秒以下の場合 | |
| | | 0.1立方メートル毎秒を超える場合 | |
| 2 | 硫化水素 | 0.001立方メートル毎秒以下の場合 | 5.6 |
| | | 0.001立方メートル毎秒を超え | 1.2 |
| | | 0.1立方メートル毎秒以下の場合 | |
| | | 0.1立方メートル毎秒を超える場合 | |
| 3 | 硫化メチル | 0.001立方メートル毎秒以下の場合 | 32 |
| | | 0.001立方メートル毎秒を超え | 6.9 |
| | | 0.1立方メートル毎秒以下の場合 | |
| | | 0.1立方メートル毎秒を超える場合 | |
| 4 | 二硫化メチル | 0.001立方メートル毎秒以下の場合 | 63 |
| | | 0.001立方メートル毎秒を超え | 14 |
| | | 0.1立方メートル毎秒以下の場合 | |
| | | 0.1立方メートル毎秒を超える場合 | |

備考 メチルメルカプタンについては、2（3）で算出した排出水中の濃度の値が1リットルにつき0.002ミリグラム未満の場合に係る排出水中の濃度の許容限度は、当分の間、1リットルにつき0.002ミリグラムとする。